

## 精神障害者保健福祉手帳用診断書の留意事項（別紙）

### 1 主病名について

#### ① 「知的障害（精神遅滞）」

知的障害者には療育手帳の制度があるため、精神障害者手帳の対象とはなりません。精神遅滞において、他の精神障害があつて申請する場合は、その精神障害が主病名となります。

#### ② 「アルコール依存症」

アルコールの乱用、依存のみでは精神障害者手帳の対象とはなりません。残遺症状等の精神神経症状があり、そのために長期にわたり日常生活に支障があることが条件となります。

#### ③ 「アルコール精神病」

アルコール精神病には、飲酒を続けている状態の者は精神障害者手帳の対象とはなりません。また、他の精神疾患と同様、治療中断の者も対象とはなりません。

#### ④ 「適応障害」

適応障害の診断で、ICD-10のF43.2のカテゴリーに入るものは、通常、その症状の持続は6か月以内とされているため、長期の生活能力障害を前提とする精神障害者手帳の対象とはなりません。

#### ⑤ 「てんかん」

てんかんについては、発作のタイプ及び発作の頻度を等級判定の際に考慮しますので、必ず記入してください。

また、発作が服薬にてコントロールされている場合でも、精神障害者手帳の対象となり得ますので、その事を記入してください。

#### ⑥ 「高次脳機能障害」

高次脳機能障害の初診日は、病気（事故）等の発生日を初診日とせず、高次脳機能障害の症状が認められ、診断された日を初診日と記入してください。

なお、高次脳機能障害診断基準の対象となるものは以下のとおりです。

F04 器質性健忘症候群、アルコールその他の精神作用物質によらないもの

F06 脳の損傷、脳機能不全および身体疾患によるその他の精神障害

F07 脳の疾患、脳損傷および脳機能不全によるパーソナリティおよび行動の障害

### 【 参 考 】

「障害等級の基本的なとらえ方」（厚労省通知から抜粋）

#### 1 級

精神障害が日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの。

この日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度とは、他人の援助を受けなければ、ほとんど自分の用を弁ずることができない程度のものである。

例えば、入院患者においては、院内での生活に常時援助を必要とする。在宅患者においては、医療機関等への外出を自発的にできず、付き添いが必要である。家庭生活においても、適切な食事を用意したり、後片付け等の家事や身の清潔保持も自発的には行えず、常時援助を必要とする。

親しい人との交流も乏しく、引きこもりがちである。自発性が著しく乏しい。自発的な発言が少なく発言内容が不適切であったり不明瞭であったりする。日常生活において行動のテンポが他の人のペースと大きく隔たってしまう。些細な出来事で症状の再燃や悪化をきたしやすい。金銭管理は困難である。日常生活の中でその場に適さない行動をとってしまいがちである。

## 2 級

精神障害の状態が、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のものである。

この日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度とは、必ずしも他人の助けを借りる必要はないが、日常生活は困難な程度のものである。

例えば、付き添われなくても自ら外出できるものの、ストレスがかかる状況が生じた場合に対処することが困難である。医療機関等に行く等の習慣化された外出はできる。また、デイケア、障害者自立支援法に基づく自立訓練（生活訓練）、就労移行支援事業や就労継続支援事業等を利用することができる。食事をバランス良く用意する等の家事をこなすために、助言や援助を必要とする。清潔保持が自発的かつ適切にはできない。社会的な対人交流は乏しいが、引きこもりは顕著ではない。自発的な行動に困難がある。日常生活の中での発言が適切にできないことがある。行動のテンポが他の人と隔たってしまうことがある。ストレスが大きいと病状の再燃や悪化を来しやすい。金銭管理ができない場合がある。社会生活の中でその場に適さない行動をとってしまうことがある。

## 3 級

精神障害の状態が、日常生活又は社会生活に制限を受けるか、日常生活又は社会生活に制限を加えることを必要とする程度のものである。

例えば、一人で外出できるが、過大なストレスがかかる状況が生じた場合に対処が困難である。デイケア、障害者自立支援法に基づく自立訓練（生活訓練）、就労移行支援事業や就労継続支援事業等を利用する者、あるいは保護的配慮のある事業所で、雇用契約による一般就労をしている者も含まれる。日常的な家事をこなすことはできるが、状況や手順が変化したりすると困難が生じてくることもある。清潔保持は困難が少ない。対人交流は乏しくない。引きこもりがちではない。自主的な行動や、社会生活の中で発言が適切にできないことがある。行動のテンポはほぼ他の人に合わせることができる。普通のストレスでは症状の再燃や悪化が起きにくい。金銭管理はおおむねできる。社会生活の中で不適切な行動をとってしまうことは少ない。